

平成19年3月5日付け監査委員告示第2号公表分

(1) 芸濃総合支所

ア 地域振興課（産業建設課（当時））

監査の結果	コミュニティバスの運行について、旅客運送事業者に委託されているが、当該受託事業者は、平成18年7月に不注意による交通事故を起こしていることから、当該受託事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を徹底するよう必要な措置を講じられたい。
措置の要旨	受託事業者に対し、公共交通機関としての安全性を十分に確保させるため、乗務員の安全教育の徹底を厳しく指導した。

(2) 教育委員会事務局

ア 生涯学習課（文化課（当時））

監査の結果	当課所管の行政財産の使用許可について、市長が処分しているものがあるが、教育委員会の所管する財産であれば、その管理の権限は、教育委員会に属し、津市教育委員会事務委任等に関する規則第2条に基づき、教育長がこれを処分すべきものと考えられることから、見直しの必要性について検討されたい。
措置の要旨	平成22年度の行政財産使用（継続）許可申請について、教育長による許可を行った。